

様式第六号から様式第九号までを次のように改める。

「1 従事者 本籍地 住所 氏名 年 月 日生」

「1 従事者 本籍地都道府県名 (日本の国籍を有しない者については、その国籍)

に「実施従事期間」を「実

住 氏 名 年 月 日生

注轉置題」に「菓子製造業者の所在地ならびに」や「菓子製造所の所在地及び名称並びに」に「お

よび」や「及び」に「と番号」や「及び番号」に

菓子製造業者 氏 名 年 月 日生

「 年 月 日

菓子製造業者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 ()

(備考) 従事者が菓子製造業者である場合又は廃業等により菓子製造業者がいな場合は、菓子工業組合等所属団体の長が証明すること。

様式第四号中「様式第4号」や「様式第4号(第7条関係)」に

様式第五号中「様式第5号」や「様式第5号(第8条関係)」に

「本 籍 地

本籍地都道府県名 (日本の国籍を有しない者については、その国籍)

「免許証書換の交付年 月 日とそれ

「免許証書換えの交付年 月 日とそれ

に

様式第 6号 (第 9 条関係)

製菓衛生師名簿訂正申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所 氏 名

(本人の署名又は記名押印)

連 絡 先 ()

下記のとおり製菓衛生師名簿を訂正されたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 登録番号及び登録年月日

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

2 変更のあつた事項

変 更 後

変 更 前

3 変更の理由及び年月日

理 由 年 月 日 年 月 日

様式第 7号 (第10条関係)

製菓衛生師名簿登録削除申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所 氏 名

(本人の署名又は記名押印)

連 絡 先 ()

下記のとおり製菓衛生師名簿の登録を削除されたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 削除する者

本籍地都道府県名

(日本の国籍を有しない者については、その国籍)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

性 別

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

2 登録削除の理由

様式第8号 (第11条関係)

製菓衛生師免許証書換え交付申請書

収入証紙
○ ○ 円

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
氏 名

(本人の署名又は記名押印)

連 絡 先 ()

下記のとおり免許証の書換え交付を受けたいので、製菓衛生師免許証を添えて申請します。

記

1 登録番号及び登録年月日

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

2 変更のあつた事項

変 更 後

変 更 前

3 変更の理由

(備考) 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。

様式第9号 (第12条関係)

製菓衛生師免許証再交付申請書

収入証紙
○ ○ 円

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
氏 名

(本人の署名又は記名押印)

連 絡 先 ()

下記のとおり製菓衛生師免許証の再交付を受けたいので、申請します。

記

1 登録番号及び登録年月日

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

2 再交付申請の理由

(備考) 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び第七条の改正規定（同条第三号中「別表」を「別表第一」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第九百九十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十五年九月十九日次の者を指定した。

平成二十五年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|-------|--------------------|--------------------------------|-------------------|
| 井草龍太郎 | 呼吸器内科 | 大崎市民病院 | 大崎市古川千手寺町二丁目三番十号 |
| 新宅 一郎 | 泌尿器科 | 医療法人社団仙石病院 | 東松島市赤井字台五十三番七号 |
| 浅田 行紀 | 耳鼻咽喉科 | 地方独立行政法人宮城県立病院 機構宮城県立がんセンター | 名取市愛島塩手字野田山四十七番一号 |
| 三浦 康 | 消化器外科 | 地方独立行政法人宮城県立病院 機構宮城県立がんセンター | 名取市愛島塩手字野田山四十七番一号 |
| 榎本 修 | 整形外科 リハビリテーション科 | 宮城県リハビリテーション支援センター | 名取市美田園二丁目一番地の四番号 |

○宮城県告示第九百九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十五年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|-------|------|-----------|---------------|
| 岩根 尊 | 外 科 | 気仙沼市立病院 | 気仙沼市田中百八十四番地 |
| 佐々木健二 | 外 科 | 総合南東北病院 | 岩沼市里の杜一丁目二番五号 |

○宮城県告示第九百九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十五年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 新 | 旧 |
|------|------|---------------------------------|--|
| 高橋 寿 | 泌尿器科 | 所属医療機関の名称 医療法人宏人会 石巻クリニック | 所属医療機関の名称 石巻市錦町六番四十五号 鳥越塩釜腎クリニック |
| | | 所属医療機関の所在地 石巻市錦町六番四十五号 | 所属医療機関の所在地 塩竈市錦町五番十三号 |

○宮城県告示第九百九十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十五年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 所属医療機関の名称 | 新 | 旧 |
|------|--------------------|------------------|-----------------|
| 榎本 修 | 宮城県リハビリテーション支援センター | 名取市美田園二丁目一番地の四番号 | 仙台市若林区南小泉四丁目三番号 |

○宮城県告示第九百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|-------------|---|----------------|--------------------------|-----------------|
| ○四一〇七〇〇一九九 | 特定非営利活動法人 ポリトククラブ未来 名取市大手町二丁目 一番三号ひまわりビ ル一〇一号室 | 居宅介護 重度訪問介護 | 特定非営利活 動法人ドリ ム・ゲート | 平成二十五年 十一月一日 |
| ○四一〇七〇〇三二四 | 訪問介護ステーション なごみ 名取市美田園六丁目 一番地のニアルカン シエルA棟一〇三号 室 | 居宅介護 重度訪問介護 | 株式会社アル フアールライフ | 平成二十五年 十一月一日 |
| ○四一〇八〇〇〇九八 | ニチイケアセンター 角田 角田市角田字扇町十 一番五号 | 居宅介護 重度訪問介護 | 株式会社ニチ イ学館 | 平成二十五年 八月一日 |
| ○四一一一〇〇〇二二六 | セントケア岩沼 岩沼市中央一丁目四 番三十二号鎌田貸店 舗 | 居宅介護 重度訪問介護 | セントケア宮 城株式会社 | 平成二十五年 十一月一日 |
| ○四一二二〇〇二六四 | セントケアはさま 登米市迫町佐沼字綿 百七十坂本店舗一階 | 居宅介護 重度訪問介護 | セントケア宮 城株式会社 | 平成二十五年 十一月一日 |
| ○四一二三〇〇二二三 | ニチイケアセンター 高清水 栗原市高清水台町四 十一番二号 | 居宅介護 重度訪問介護 | 株式会社ニチ イ学館 | 平成二十五年 八月一日 |
| ○四一一三〇〇二二二 | セントケアつきたて 栗原市築館源光十五 番地八十七 | 居宅介護 重度訪問介護 | セントケア宮 城株式会社 | 平成二十五年 十一月一日 |
| ○四一一三〇〇二二九 | セントケア栗駒 栗原市栗駒中野田町 西百九十七番地二 | 居宅介護 重度訪問介護 | セントケア宮 城株式会社 | 平成二十五年 十一月一日 |
| ○四一二四〇〇一六一 | セントケア石巻矢本 | 居宅介護 | セントケア宮 | 平成二十五年 |

| | | | | |
|------------|--|------------------------|-----------------------|-----------------|
| ○四一一五〇〇三九〇 | 東松島市矢本字上河 戸九十五番五号 | 重度訪問介護 | 株式会社 | 十一月一日 |
| ○四一二五〇〇四〇八 | J.Aみどりのふれ愛 福祉センター鹿島台 大崎市の鹿島台広長字 内の浦八十一 | 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 | みどりの農業 協同組合 | 平成二十五年 十一月一日 |
| ○四一二二〇〇二六三 | セントケア岩出山 大崎市の古川清水字成 田宮田五十八番地四 | 居宅介護 重度訪問介護 | セントケア宮 城株式会社 | 平成二十五年 十一月一日 |
| ○四一二六〇〇一四〇 | ニチイケアセンター 大河原 柴田郡大河原町字新 青川十一番十二号 | 居宅介護 重度訪問介護 | 株式会社ニチ イ学館 | 平成二十五年 八月一日 |
| ○四一二七〇〇二五四 | 愛心ヘルプサービス 大富 黒川郡富谷町ひより 台二丁目三十一番一 号 | 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 | 株式会社愛心 ヘルプサービ ス | 平成二十五年 十月一日 |
| ○四一二七〇〇二六二 | セントケア富谷中央 黒川郡富谷町ひより 台一丁目四十四番六 号セブコン二〇二 号 | 居宅介護 重度訪問介護 | セントケア宮 城株式会社 | 平成二十五年 十一月一日 |
| ○四一二八〇〇〇七〇 | セントケア加美 加美町字南町七十二 鈴木貸店舗一階 | 居宅介護 重度訪問介護 | セントケア宮 城株式会社 | 平成二十五年 十一月一日 |
| ○四一三一〇〇〇八二 | セントケアこた九 美里町字化粧坂十九 番一号 | 居宅介護 重度訪問介護 | セントケア宮 城株式会社 | 平成二十五年 十一月一日 |

○宮城県告示第九百九十五号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十
一条第一号の規定により告示する。
平成二十五年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------|--------------------------|
| ○四二三五〇〇三二二 | 事業所の名称及び 所在地 ケアホームおながわ 浜 | 指定障害福祉サ ービスの種類 共同生活介護 | 設置者名 社会福祉法人 永楽会 | 指定年月日 平成二十五年 十二月一日 |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------|--------------------------|

牡鹿郡女川町浦宿浜
字小屋ノ口一番地一

○宮城県告示第九百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

名取市閑上字東須賀二の二・下増田字屋敷二二八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（一）保安林として指定された目的

飛砂の防備

（二）解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

名取市閑上字東須賀二の二・下増田字屋敷二二八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（一）保安林として指定された目的

公衆の保健

（二）解除の理由

海岸保全施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百九十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十五年十二月三日から平成二十五年十二月十七日まで縦覧に供する。

平成二十五年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項

| | | | |
|--|---------------|---|----------------------------|
| 発起人の住所及び氏名 宮城県松島町磯崎字磯崎九 十一番地の十二 高橋 幸彦 宮城県松島町松島字町内百 三十四番地の一 蜂谷 雅美 | 加入区 松島町加入区 | 漁船損害等補償法第百十三条 組一の申出をする漁業協同 組合の名称 宮城県漁業協同組合 | 縦覧場 所 石巻市開成一番二十 七 |
|--|---------------|---|----------------------------|

○宮城県告示第九百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大河原町広表土地区画整理組合

二 事務所の所在地

柴田郡大河原町字新南十九番地

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

角 田 哲 男 柴田郡大河原町金ヶ瀬字町九十六番地

小 原 昭 治 柴田郡大河原町金ヶ瀬字町五十四番地

我 妻 清 作 柴田郡大河原町金ヶ瀬字町九十八番地

小 野 豊 人 柴田郡大河原町金ヶ瀬字町四十五番地

吉 野 文 雄 柴田郡大河原町金ヶ瀬字土手下四番地二

押 野 重 夫 柴田郡大河原町金ヶ瀬字町八十七番地

小 野 隆 藏 柴田郡大河原町金ヶ瀬字町百二十二番地

鈴 木 清 吾 柴田郡大河原町金ヶ瀬字町尻六十二番地二

山 家 正 信 柴田郡大河原町金ヶ瀬字町十八番地

○宮城県告示第九百九十九号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。
 平成二十五年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三軒茶屋西土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市押分字奥山六十五番地の四

三 設立認可の年月日

平成十一年十二月六日

四 変更認可の年月日

平成二十五年十一月二十七日

○宮城県告示第千号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。
 平成二十五年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

二 事務所の所在地

石巻市蛇田字新大塚三百五十四番地一

三 設立認可の年月日

平成十五年三月五日

四 変更認可の年月日

平成二十五年十一月二十七日

○宮城県告示第千一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
 平成二十五年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

須江地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十五年十二月三日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県石巻市須江字寺前、字壘石前、字相野佐野並びに字沢尻地内

2 使用の部分

なし